

2016年12月、石川県の精神科病院、ときわ病院で当時40歳の男性が身体拘束され、6日後、肺動脈血栓塞栓で亡くなりました。最高裁は2021年10月、原告の訴えを認め、被告病院に損害賠償支払いを命じました。

12月6日の厚生労働委員会で取り上げられたのは、これを受けて厚労省が野村総研に委託した「精神科医療における行動制限の最小化に関する調査研究」。川田龍平議員は、この研究班メンバーの構成について質問しました。

★委員の中に、石川県の裁判で、被告病院の身体拘束を擁護する意見書を執筆した杉山直也氏と北村立氏が加わっているのはなぜか。

★身体拘束をまったくしていない病院があるのに、その病院メンバーが加わっていないのはなぜか

★精神医療の専門的知見を有していない野村総研に委託したのはなぜか。

これに対して同省は、「委託先のことなので、わかりません」と逃げの一手。ところが、この人選について厚労省とシンクタンクが綿密に打ちあわせていることが内部資料であきらかになっています。厚労省が自身は表に出ないで、シンクタンクを隠れ蓑にしている構造があらわになりました。(12月8日のえにしメールより)